

茨城県央環境衛生組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例

令和6年4月1日

条例第17号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第203条第4項の規定に基づき、茨城県央環境衛生組合議会議員の議員報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 茨城県央環境衛生組合議会の議長、副議長及び議員の議員（以下「議長等」という。）報酬は、別表のとおりとする。

- 2 議長等にはその職についての当月分からそれぞれ報酬を支給する。
- 3 議長等が任期満了、辞職、除名、死亡又は議会の解散により、その職を離れたときは、その当月分までの報酬を支給する。ただし、いかなる場合においても重複して報酬を支給しない。
- 4 報酬は、毎年3月に支給する。ただし、前項本文の規定による報酬は、月割計算によってその事由が発生したときに支給する。

(費用弁償)

第3条 議長等が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

- 2 前項の規定により支給する旅費の額は、別表に掲げる職に相当する職員の受ける旅費の額に相当する額を支給する。
- 3 前項に定めるもののほか、議長等に支給する旅費については、一般職の職員に支給する旅費の例による。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第2条、第3条関係）

区分	報酬額	旅費の額（相当する職）
議長	年額47,000円	管理者
副議長	年額46,000円	副管理者
議員	年額45,000円	副管理者